

# 厚木市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定方針

## 1 改定の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の定めにより、国・県・市では、感染症発生時の影響を最小限にとどめるための対策として、それぞれが行動計画を策定し有事に備えております。

今般、国では、新型コロナウイルス感染症への対応を経て、より具体的で実効性のある計画となるよう令和6年7月、およそ10年ぶりに行動計画を改定しました。同年度中には、県も国の内容に合わせて改定しており、本市としても、これらに準じて市の行動計画を改定するものです。

《計画の位置付け》

国 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（特措法6条）

各対策項目において、国、都道府県、市町村等がそれぞれどう担うのか明記



反映

県 神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（特措法7条）

政府行動計画で示された都道府県、市町村等が担う事項を明記



反映

市 厚木市新型インフルエンザ等対策行動計画（特措法8条）

県行動計画や市町村行動計画作成の手引きを基に市が担う事項を明記

## 2 計画の概要

本行動計画は、新型インフルエンザ等感染症などの感染拡大を可能な限り抑制し、市民の皆様の生命及び健康を保護するとともに市民生活・市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すものです。

## 3 計画改定の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていきます。

### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の皆様の生命及び健康を保護する。

- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

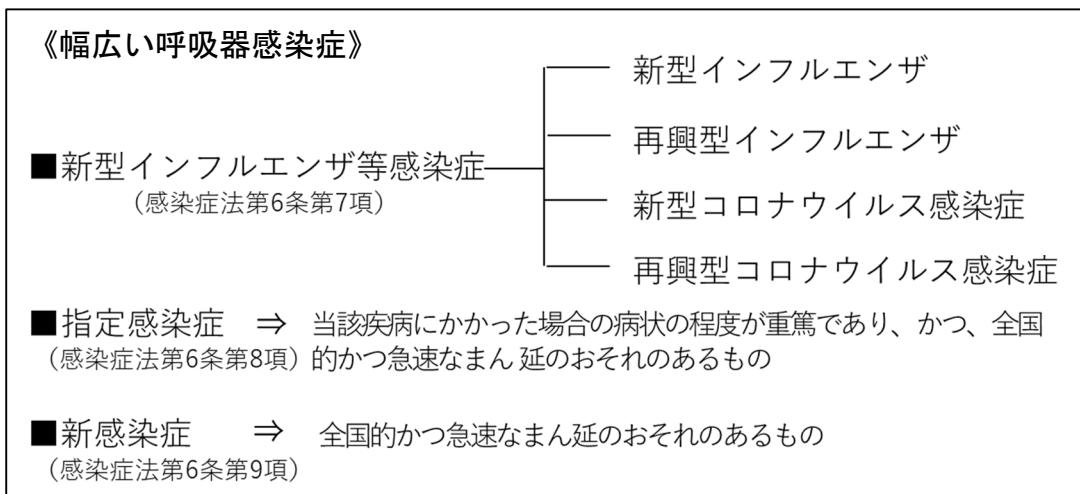
(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に実施します。

#### 4 主な改定内容

##### (1) 対象疾患を拡大

現計画では、対象となる疾患を「病原性の高い新型インフルエンザ等」としてきましたが、改定後は「幅広い呼吸器感染症」に拡大します。



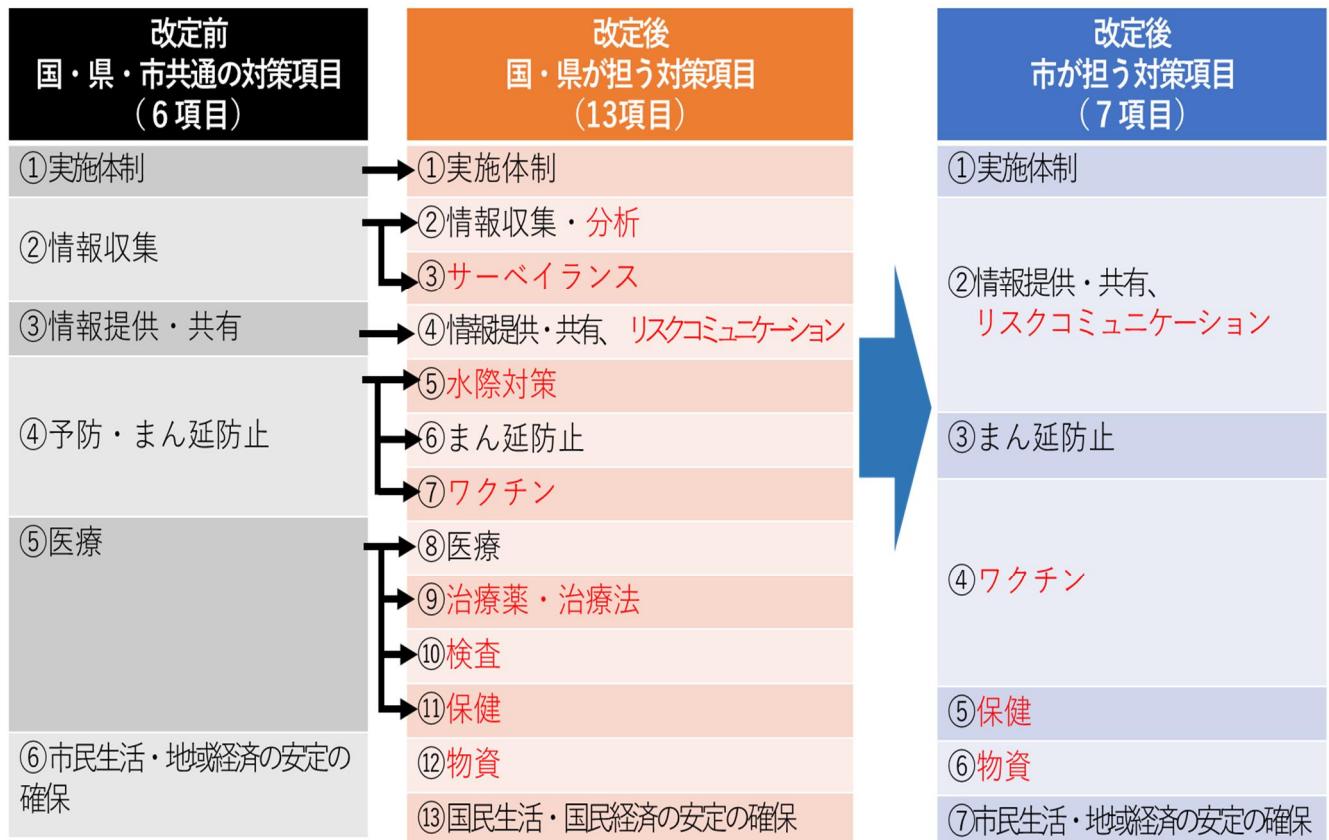
(2) 対策期を3期（準備期、初動期、対応期）に分類

対策を切り替えるべきタイミングを明確化し、急速な感染拡大時に柔軟に対応できるよう、時期区分を従来の6期から3期に変更します。

改定前（6期）	改定後（3期）
【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態	【準備期】 新型インフルエンザ等の発生前まで
【海外発生期】 海外で発生した状態	【初動期】 新型インフルエンザ等の発生以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ実行されるまで
【県内未発生期】 国内で発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
【県内発生早期】 県内で発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【対応期】 <ul style="list-style-type: none"><li>・国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期</li><li>・病原体の性状等に応じて対応する時期</li><li>・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li><li>・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</li></ul>
【県内感染期】 患者の接触歴が疫学調査で追えない状態	
【小康期】 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

### (3) 対策項目の整理

計画の主たる目的である「感染拡大の抑制」、「市民の皆様の生命及び健康の保護」、「市民生活及び地域経済への影響の抑制」のために、これまで国・県・市で共通とされてきた6つの対策項目を13項目に細分化。そのうち、市が担う対策を7項目とし、行政規模に応じた対策内容に変更します。



## 5 改定の進め方

- (1) 市行動計画の改定に当たっては、府内関係課長等で構成する厚木市新型インフルエンザ等対策会議において検討するとともに、意見交換会及びパブリックコメントを実施することで、市民の皆様の意見を反映させた計画として改定します。
- (2) 特措法第8条第7項の規定により、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないため、厚木医師会等の関係団体代表者から、必要な意見を聴取します。
- (3) 本計画では市域を超える広域的な対応が求められている点を踏まえ、厚愛地区（厚木市、愛川町及び清川村）の医療圏内の各自治体において相互に整合性を図りながら改定します。

## 6 計画の見直し

国及び県は、概ね6年ごとに行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしているため、本市においても国・県の動向に合わせて、市行動計画の改定について必要な検討を図ります。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が実施された場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に本行動計画等を見直します。

## 7 改定のスケジュール

年月	内容
令和7年12月	計画素案の検討、庁内検討委員会
令和8年1月	学識経験者意見交換
2月	意見交換会、庁内検討委員会
3月	計画案策定
令和8年4月	パブリックコメント
5月	
6月	行動計画改定